令和８年９月１８日　区民生活常任委員会（速報版）

午前十時開議

○**平塚けいじ委員長**　ただいまから区民生活常任委員会を開会いたします。

――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　本日は議案の審査等を行います。

それでは、１議案審査に入ります。

まず、議案第六十七号「世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**中西生活文化政策部長**　議案第六十七号「世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、宿泊施設及び食事の利用のキャンセル料に係る規定を定める必要があるため、御提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第六十七号は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、議案第六十八号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**中西生活文化政策部長**　議案第六十八号「世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、メディア工房及び情報プラザを廃止するとともに、規定の整備を図る必要があるので、御提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第六十八号は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、議案第六十九号「世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**有馬地域行政部長**　私からは、議案第六十九号「世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区太子堂出張所の位置を変更する必要が生じましたので、御提案するものでございます。

内容につきましては、さきの本委員会で御報告したとおりでございます。

以上、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　御異議なしと認めます。よって議案第六十九号は原案どおり可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○平塚けいじ委員長　次に、議案第七十号「世田谷区立区民会館の指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○中西生活文化政策部長　議案第七十号「世田谷区立区民会館の指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

御審査のほどよろしくお願いいたします。

○平塚けいじ委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十号は可決と決定いたしました。

――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、議案第七十一号「世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定」、議案第七十二号「世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定」、議案第七十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定」の三件を一括して議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認め、議案第七十一号から議案第七十三号までの三件につきましては一括議題といたします。

説明を一括して行っていただき、その後、審査を一件ずつ行います。

それでは、本三件について、理事者の説明を求めます。

○**中西生活文化政策部長**　それではまず、議案第七十一号「世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立世田谷美術館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき御提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

続きまして、議案第七十二号「世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立世田谷文学館の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき御提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

最後に、議案第七十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき御提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

説明は以上でございます。以上三件、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長**　ただいまの説明に対し、まず議案第七十一号「世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定」について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十一号は可決と決定いたしました。

次に、議案第七十二号「世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定」について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十二号は可決と決定いたしました。

次に、議案第七十三号「世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定」について御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○平塚けいじ委員長　御異議なしと認めます。よって議案第七十三号は可決と決定いたし

ました。

―――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、議案第七十四号「世田谷区区民健康村の指定管理者の指定」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

○**中西生活文化政策部長**　議案第七十四号「世田谷区区民健康村の指定管理者の指定」につきまして御説明いたします。

本件は、世田谷区区民健康村の指定管理者を指定するため、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定に基づき提案するものでございます。

内容につきましては、九月一日の本委員会で御報告したとおりでございます。

以上、御審査のほどよろしくお願いいたします。

○**平塚けいじ委員長**　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、意見に入ります。

本件について御意見がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認めます。よって議案第七十四号は可決と決定いたしました。

以上で１議案審査を終わります。

―――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、２報告事項の聴取に入ります。

まず㈠令和八年度一般会計補正予算（第三次）について〔当委員会所管分〕について、理事者の説明を願います。

○**中西生活文化政策部長**　令和八年度一般会計補正予算（第三次）につきまして、当委員会所管分を御報告いたします。

各部より資料、補正予算概要の右上のページ番号九ページの一般会計歳出部別一覧を基

に御説明いたします。

一〇ページ以降に各歳出事業の概要を掲載しておりますので、当委員会該当部分について御説明いたします。

まず、私からは、生活文化政策部の補正予算について御説明いたします。

九ページを御覧ください。補正額は三千万円の減額でございます。個別事業の補正内容につきましては一〇ページを御覧いただけますでしょうか。清川泰次記念ギャラリー改築に係る基本設計の見直しによる設計期間延長に伴う設計委託料の増と解体工事の翌年度への延長に伴う工事請負費の減でございます。

続きまして、一五ページを御覧いただけますでしょうか。繰越明許費でございます。表中の二番を御覧ください。これは、ただいま御説明いたしました清川泰次記念ギャラリー改築実施設計が年度内に終了しないため、繰越明許費として計上するものでございます。

私からは以上でございます。

○五十嵐経済産業部長　私からは、経済産業部の補正予算について御説明いたします。

九ページを御覧ください。補正額は二千万円です。個別事業の補正内容につきましては、一〇ページに記載のとおり、せたがやＰａｙ運営体制強化費等の増でございます。

補正予算の説明は以上でございます。

○平塚けいじ委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

――――――――――――――――――――

○平塚けいじ委員長　次に㉑本庁舎に開設する区民利用・交流拠点施設（十一月開設予定）のオープニングイベントについて、理事者の説明を願います。

○伊藤市民活動推進課長　本庁舎に開設する区民利用・交流拠点施設（十一月開催予定）のオープニングイベントについて御説明申し上げます。

１主旨です。

令和八年十一月に本庁舎に開設する市民活動支援の拠点となる、区民利用・交流拠点施設のオープニングイベントの進捗状況についての報告です。

２オープニングイベントの目的ですが、オープニングイベントは、誰もが気軽に立ち寄れ参加できる施設の活用モデルを示す実証的取組として、市民活動団体等と協働してイベントを企画し、広場や交流スペースなどの活用方法の見本となるような取組といたします。

３イベント内容についてです。

十一月三日から二十三日までの二十一日間、飲食や子ども向けイベント、音楽イベントなど、区民が気軽に本庁舎に立ち寄れるにぎわい事業を実施するとともに、活動団体の活動のＰＲ、参加型ワークショップなどを行い、訪れた区民が市民活動に気軽に触れる機会を創出いたします。また、最終日には、市民活動シンポジウムや参加団体交流会を開催しまして、活動の継続や発展に向けた機運を高め、新たな活動や交流の創出につなげてまいります。

主な日程は記載のとおりでございますが、十一月三日のテープカットセレモニーにつきましては、区民生活常任委員会の皆様にも御案内を差し上げる予定でございます。また、この全期日で、実行委員会参加団体等によるイベントを多数出展させていただいております。

４周知についてです。

現在、施設の専用ホームページを既に開設しております。その他広報に関しましては記載のとおりになります。

５イベント終了後の施設運営についてです。

区民の誰もが気軽に立ち寄れる場づくりをしてまいります。市民活動団体、区民、行政、事業者等が交流し協働へと発展する汽水域として、また、新たな市民活動が生まれ育つよう、常駐するマッチングコーディネーターが交流を促し成長を支援してまいります。活動に関心のある区民の相談対応、交流を促すイベントの実施、新たな活動の立ち上げ支援などを行ってまいります。

最後は、６今後のスケジュール（予定）です。

九月十五日より施設利用登録の受付を世田谷区公式ＬＩＮＥで開始しております。そして、十一月三日に施設がオープンしまして、イベント実施後、二十四日から通常運営となります。

説明は以上になります。

○平塚けいじ委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○河野俊弘委員　二ページ目の五のところに書いてある新たな市民活動が生まれ育つよう、常駐するマッチングコーディネーターという方が常駐と書いてあるんですけれども、具体的にどういった……。書いてあるところだと、平日でもいらっしゃるのか。ちょっとイメージを教えていただきたいと思います。

○**伊藤市民活動推進課長**　マッチングコーディネーターにつきましては常駐ということで、交代交代になるんですけれども、専門のいろんな知識とか経験、またはそういった市民活動とかにネットワークをお持ちの方が、特に新しく始めようとするような方へのインキュベーションみたいな施設を目指しているところもありまして、そういったいろんな支援ができるような相談支援だとか、情報提供だとか、また、こういった工夫をしたほうがいいよといったアドバイスができるような方が常駐して、団体の支援をしていこうと考えております。

○**河野俊弘委員**　具体的にどういうことをされるのかというところで、ちょっと分からないんですけれども、常駐されていて、どこに、どのように配置をされるのかみたいなイメージというか、ずっと中庭にいるわけではないと思うので、どういう形で、どういう活動をされて、委託契約なのかとか、具体的な契約内容とかも教えていただきたいです。

○**伊藤市民活動推進課長**　朝八時半から夜十時まで、交代になりますけれども、ずっと常駐させていただいて、その方々が、いわゆる市民活動団体を立ち上げたいだとか、よくまだイメージできていないんだけれども、こんなことを始めたいんだよねというようなところ。また、新しくここができますので、こういった広場を使って何かイベントをやりたいとか、そういった部分も含めて、気軽な部分から本格的な部分まで相談が受けられるということを目指しております。

まさにあそこの場所にまずは来ていただいて、コワーキングみたいにも使えますので、あそこを日常的に使う中で、ふとしたひらめきを相談したりだとか、そんなこともできるようなことで考えております。なので、いわゆるスタートアップ的にこれから始めたいという方の支援を今ちょっと申し上げましたけれども、それも含めて、これまでずっとやってきた方、ベテランの方も、だんだんメンバーがいろいろ足りなくなってきたりだとか、もっと広がりが欲しいだとかというときにも、マッチングコーディネーターの方のいろんなネットワークだとか知識を使って、こういった形ができるんじゃないかという助言をしたりとかということもできるように考えております。

スタートアップや、そういったベテランの方への支援だとか、さらには、こちらは協働と交流の拠点施設とも銘打っておりますので、区や区以外の団体同士も含めて協働の推進という形で、様々な社会的課題、地域課題に対して解決できるような取組を始めたいんだという方がいらっしゃった場合も、そういった部分で区とのパイプ役になっていただいたりだとか、そんなことも含めてやっていただくような想定を考えております。

○**平塚委員長**　場所は。

○**伊藤市民活動推進課長**　場所については市民活動支援カウンターというのを屋内のほうに御用意させていただいておりまして、そちらのほうに、いわゆる施設の利用案内をする方も受付としてはおりますが、それ以外にも、そういった相談がしたいという話であれば、マッチングコーディネーターの方を御案内するというような形で考えております。

○**桃野芳文委員**　今の話の続きなんですけれども、市民活動支援カウンターというところに……。分かりませんけれども、それは総合案内みたいな道案内とかもやるみたいなことなんですか。その人のところに誰かが何か相談に来て、こういうことを考えているんだけれどもみたいな相談があると、別の人につなぐみたいな、そんなイメージなんですか。例えばその人は、現場にいて、何でも御相談くださいみたいな感じで見えているわけではないということなんですか。

○**伊藤市民活動推進課長**　市民活動支援カウンターのほうに立っている受付の方にも、一定程度そういった市民活動のいろんな関わり方というのは知識としてはお持ちいただいた上で、一定程度対処できるようにはしておきたいなというふうには思っておるんですけれども、基本的にはそのマッチングコーディネーターという方につないでいただくということが専門相談の場合はあるかなと思います。マッチングコーディネーターの方というのが受付にもいる場合もあると思うんですけれども、基本的には……。

○**中西生活文化政策部長**　御質問はそこにいるのかという話だと思うんですけれども、います。見えるところにいて、相談をしに行きたいときは相談もできるし、また、ずっと受け身で、相談、何でも来てくださいというふうにいるのではなくて、その場でいろんな活動をしている人たちにも声をかけて、どんな活動をしているのかというのはマッチングコーディネーター自体も把握して、じゃ、ここととここは声をかけてつないだら、いいコラボが生まれるんじゃないかみたいなところを仕掛けていくだとか、いろんな企画物を企画して、例えば交流会みたいなものをやっていくだとか、あるいは市民活動のファンドレージングについて学ぶセミナーをやりましょうみたいな仕掛けを打ったりだとか、そういう役割を担っていく人を配置します。

○**桃野芳文委員**　そこには、何かの用事で訪れた方とか、偶然くつろいでいる方とか、いろんな方がいらっしゃると思うんですよね。その人たちが来たときに、ここにこういう人がいて、何でも相談できるんだというような状態になっているのかということが知りたいんですよ。

○**中西生活文化政策部長**　そのようになっているというイメージで今設計しています。

○**桃野芳文委員**　それは、専門家というふうに言われちゃうと、何かぼやっとしているんですけれども、どういう人なのかということと、そこを委託している会社みたいなものがもう決まっているということだと思うんですけれども、それは具体的にどこなんですか。具体名というかね。

○**伊藤市民活動推進課長**　こちらは運営事業者がＪＶという形で受託しておるんですが、そこの再委託先として世田谷コミュニティ財団というところがさらに受託をしております。世田谷コミュニティ財団には、世田谷区内でこれまで様々な市民活動だとかを支援してきている方々が関係しておりますので、その方々にそういったこれまでの知識、経験、ネットワークを活用していただいて、ただいま申し上げたような活動をしていただくというようなことを考えております。

○**桃野芳文委員**　世田谷コミュニティ財団というのは昔からあるものなんですか。それとも、これのためにつくったものなんですか。

○**伊藤市民活動推進課長**　世田谷コミュニティ財団は、二〇一八年に市民の寄附を集めて設立された民設民営の財団と聞いております。その中で、世田谷区内で寄附を集めながら支援していくような活動をやっているというふうに聞いております。

○**桃野芳文委員**　マッチングコーディネーターを設置するために、もしかしたらほかにも守備範囲はあるのかもしれませんけれども、世田谷コミュニティ財団との契約というか、幾らぐらいお金を支払うことになるんですか。

○**伊藤市民活動推進課長**　ＪＶということで、共同体のほうと区としては契約をしておりまして、その内訳等についてはＪＶの中の話かなというところで、ちょっと確認はしておりません。

○**桃野芳文委員**　じゃ、そのＪＶの守備範囲とそのＪＶへの金額は幾らなんですか。

○**伊藤市民活動推進課長**　令和八年度につきましては八千万円弱というところになります。九年度も八千万円強というところを見込んでおります。

○**桃野芳文委員**　だから、その守備範囲はどういうことをやるんですか、八千万円で。

○**伊藤市民活動推進課長**　こちらの施設の運営ということで、受付ですとか、施設の管理、またはマッチングコーディネーターを含めた団体、窓口を訪れる方への支援だとかというところです。あとは、広場とか様々なところを使っていろんな催しを企画する団体さんもおりますので、そういった団体さんにいろんな物品を貸し出したとかいうときの支援

だとか、そういったことも含めて全体の管理を賄っていただくことにしております。

また、そういったイベント、催しとかも含めた広報だとかいう点についても担っていただくことになっておりまして、大きく言えば、施設の運営等、そういった団体の方々への支援という形を受託していただくような立てつけになっております。

○桃野芳文委員　あと別の話で、今後のスケジュール（予定）のところに九月十五日の区内団体の施設利用登録受付開始が世田谷区公式ＬＩＮＥで受付となっていますけれども、受付はここのみなんですか。というのは、ＬＩＮＥを多分日常的に使われない方もたくさんいらっしゃると思うんですけれども、アクセスはＬＩＮＥしかできないんですか。

○伊藤市民活動推進課長　ＬＩＮＥユーザーがかなり多いということで、ＬＩＮＥを使っていただくことにしておりますが、電話ですとか窓口での受付等もやらせていただいております。

○桃野芳文委員　オンラインはＬＩＮＥだけなんですか。メールとか、例えば区役所のフォームとか、ほかにもいろいろあったと思うんです。電話とか対面というのは非常に手間のかかる作業ですけれども、それ以外だと、もうＬＩＮＥを使っていないと駄目ですよという仕組みなんですか。

○伊藤市民活動推進課長　ＬＩＮＥがメインになりますが、今後、その辺も含めて、御案内できるものができたら出していきたいと思っておりますが、今のところ、ＬＩＮＥのほうを用意させていただいているというところです。メール自体はありますので、そちらのほうも御活用はいただけます。

○桃野芳文委員　ＬＩＮＥだけでは、やっぱり届かないと思います。やりたい人全てには。知ったところで、ＬＩＮＥを使っていない人はたくさんいらっしゃると思うし、ほかのアクセスの手段も用意しないと、なかなか区民の皆さん全てに公平に情報が行くとは思えないんですけれども、いかがですか。

○伊藤市民活動推進課長　ホームページのほうも掲載しておりまして、メールとかも入れておりますが、そこにインスタグラムのほうも掲載しておりますので、そういったところも使えるかなと思っております。

○中西生活文化政策部長　御指摘はもっともかと思いますので、アクセスのチャンネルについては再度検討いたしたく思いますが、前提として補足しておきますと、どちらかというと、予約が割と例外的な取扱いです。ここの施設に関しては、予約なしで来て、お互いに場所をシェアしながら使っていただく施設というイメージで運営を考えておりまして、

予約をする場合というのは事前に、例えばこういうイベントをやるから、何月何日に来てくださいみたいなことを周知したい場合に、予約の仕組みもないとそういうときに具合が悪いよねというので、予約の仕組みも併用しているという仕組みです。

ただ、おっしゃるとおり、ＬＩＮＥでしか予約できないというのは何かと不便だというふうな御指摘だと思いますので、そこについては改めて検討させていただきます。

○桃野芳文委員　予約はそうなのかもしれないですけれども、施設利用登録と書いてあるから、多分使いたい方は事前に登録するんですよね。多分それはこれから先もずっと続く仕組みだと思うので。だから、そこがＬＩＮＥだけというのがいかがなものかと思うんですけれども、いかがですか。

○中西生活文化政策部長　登録の仕組みが偏っていると不便を感じる方もいらっしゃると思いますので、おっしゃるとおり、広げていく必要があるかなと思います。

○原田竜馬委員　過去に議論があったら申し訳ないんですが、教えていただきたいんですけれども、チラシを見ると、場所は（仮称）協働プレイスとなっていますが、「（仮称）」が外れて、正式な場所の名称というのは、いつ、どのように決まっていくのか教えてください。

○伊藤市民活動推進課長　こちらの「（仮称）」につきましては、十一月三日からのオープニングイベントで愛称募集というのを始めます。愛称を一月の締切りまで募集した後、年度内に愛称を決めて、新年度から愛称でスタートするというような見込みとしております。

○原田竜馬委員　ありがとうございます。

あともう一点、チラシに関してなんですけれども、はじまりフェス！ということで、スイーツフェスとか、キッチンカーとか、すごい楽しい、裏面には、音楽とか、ファミリーとか、いろいろ書いているんですけれども、個人と団体とか、団体と団体とか、そのマッチング機能みたいな側面がこのチラシから……。これはあくまでオープニングイベントの話なので、プログラムの一部が書かれているだけなのかもしれないんですけれども、この場所が持つ機能みたいなものがこのチラシではなかなか分からないなと思っています。協働プレイスが持つ機能をより知っていただくために、広報というのはどのように行っていくのかということを教えてください。

○伊藤市民活動推進課長　こちらかがみ文の一ページの４の周知というところで記載させていただきましたけれども、オープニングイベントで実際にどんな催しをやるかがこのチ

ラシの作成段階ではなかなか決まっていないというところもあったので、第一弾、第二弾という形で決まったものを次から次へとという形で出していきたいと考えております。今後発行するチラシなんかには、ホームページのほうでも、インスタグラムですとか、そういったところでも、詳細が詰まったイベントを一覧として出していこうと考えております。そういった中でアピールをしていきたいと考えております。

市民活動に関心がある方というのは、こういった催しは主体的にチェックしていただけると思うんですが、これまであまりこういったところに接触がなかった方々に大勢来ていただいて、その中から市民活動とか様々な活動に接続していただくような取組をしていきたいと考えておりますので、まずは、これまで関わりの少なかった一般の方向けのものから大きく展開していくようなことをできないかというふうに考えております。

○原田竜馬委員　ありがとうございます。

あと最後、一点、この協働プレイスというのは、例えば区外にお住まいの方で、世田谷区で何かやりたいとか、そういった方々もカウンターとしては受付はされるという認識でよろしいですか。

○伊藤市民活動推進課長　区外の方も御利用いただけます。ただ、一部会場を占用して使うような場合に料金が発生することがあります。区外料金が適用されるという形はあります。

○和田ひでとし委員　素朴な疑問です。３のイベント内容の主な日程の中で、十一月三日、平仮名で「こどもけんりフェス」とあって、英語で「ｗｅｌｃｏｍｅ　ｂａｂｙ♡ｆａｍｉｌｙ　ＦＥＳ」、さらにその下の七日は今度はローマ字で「ＳＥＴＡＧＡＹＡ　ＢＯＳＡＩ　ＰＡＲＫ」と。これは何か理由があって、あえてこのように、平仮名とか、英語とか、ローマ字を使い分けて意味があるんですか。

○伊藤市民活動推進課長　こちらは主催団体の方が命名したものをそのまま使用して掲載させていただいているということで、こういった表記になっております。

○和田ひでとし委員　チラシのほうには全くそういうのもありませんし、チラシを見た限りでは、何となく音楽があって、グルメがあって、ファミリーという表現。区側としては、この内容についてはもちろん把握はされているんですよね。

○伊藤市民活動推進課長　こちら会場利用の調整の段階を経て、そういったことは把握はしております。

――――――――――――――――――――

○平塚けいじ委員長　それでは次に㈩上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について、理事者の説明を願います。

○鍋坂スポーツ推進部副参事　では、私のほうからは、上用賀公園拡張事業における優先交渉権者及び次点候補者の決定について御報告させていただきます。

本件は、都市整備常任委員会、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会との併せ報告となります。

まず、１の主旨です。

上用賀公園拡張事業におきまして、令和七年十月から公募型プロポーザル事業者選定及び募集を開始し、上用賀公園拡張事業事業者選定委員会の審査結果を踏まえ、応募事業者二者から優先交渉権者及び次点候補者を決定いたしましたので御報告するものでございます。

２の事業概要は記載のとおりとなっております。

続きまして、３の優先交渉権者及び次点候補者を御覧ください。

㈠優先交渉権者のグループ名称は東急コミュニティーグループ、代表企業名は株式会社東急コミュニティーとなります。

右肩二ページ目に移ります。㈡の次点候補者のグループ名称につきましてはスターツグループ、代表企業名はスターツコーポレーション株式会社となります。各グループの構成企業につきましては、右肩六ページ目の別紙１にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

では、右肩二ページ目にお戻りいただきまして、４の選定方法等についてです。

㈠の選定方法になりますが、事業計画、設計、建設、工事監理、維持管理、運営、自主事業、附帯事業、価格に関する提案を総合的に評価するため、学識経験者等で構成する選定委員会を設置し、選定委員会による応募事業者から提出された提案書の審査及び評価を行いました。

㈡の選定委員会の構成は記載のとおりとなっております。

㈢の選定委員会の開催状況になりますが、委員会を二回開催しまして、各委員から、あらかじめ仮評価を実施していただいた上で、事業者プレゼンテーション、ヒアリングまで一連の審査により最終評価を行いました。具体的な開催内容につきましては右肩三ページ目に記載がございます。第一回は令和八年七月二十三日に開催し、提案書の内容に関する意見交換及び第二回選定委員会の進め方等について議論いたしました。第二回目は令和

八年九月一日に開催いたしまして、応募事業者のプレゼンテーション、ヒアリングを実施し、その内容を踏まえて最終評価を行い、最優秀提案者、次点者の選定を行いました。

５の選定結果についてですが、東急コミュニティーグループが最優秀提案者、スターツグループが次点者として選定され、区は最優秀提案者を優先交渉権者、次点者を次点候補者として決定いたしました。提案書の審査結果詳細につきましては右肩七ページから八ページの提案審査結果に記載しております。また、優先交渉権者の提案概要につきましては、事業コンセプトや施設の特徴を右肩九ページから一一ページの別紙３にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

では、三ページ目に戻りまして、６の選定理由につきましては、優先交渉権者の提案内容が地域住民への独自アンケートにより把握したニーズを踏まえ、きめ細やかに施設の魅力向上に資する工夫を検討し、施設計画や運営方針等の要所におきまして具体的な提案がなされている点や、人流データや先端技術の活用とともに数値化による客観的な管理手法が示されており、高水準で実効性の高い管理運営が期待できる点、また、施設計画におきましては、高低差のある地形を生かし、既開園区域及び周辺環境との一体感を意識しながら、公園利用者の目線や動線の緻密な計算に基づく設計がなされている点、施設運営におきましては、多様なプログラムの展開や有資格者の配置により、平日の施設利用促進や利用者の健康増進を図るなど、施設の活性化に向けた具体的な提案がなされている点などから、本施設のＤＢＯ事業を担う事業者としてふさわしいとして優先交渉権者に決定いたしました。審査講評の詳細につきましては右肩一二ページ以降の上用賀公園拡張事業審査講評にまとめておりますので、後ほど御確認ください。

続きまして、四ページ目に移ります。こちらは優先交渉権者となった東急コミュニティーグループ提案の全体計画図となっております。

最後に、右肩五ページ目の７の今後のスケジュール（予定）についてです。

本常任委員会の後に、優先交渉権者及び次点候補者の公表を行います。また、十一月の区民生活常任委員会にて指定管理者の指定についての御報告、その後、指定管理に係る仮協定の締結を行う予定です。十二月の第四回定例会にて指定管理者の指定の提案、その後、基本契約の締結予定となっております。令和九年一月からは基本設計・実施設計を開始いたしまして、令和九年度に工事請負契約締結議案の提案、令和十年四月からは公園工事、令和十一年一月頃より指定管理の開始、同年四月からは多目的広場や東側エントランスの先行供用を開始、また、同じタイミングにて体育館の工事に着手いたしまして、令和

十二年四月にはエントランス広場の先行供用開始、令和十四年三月には全体供用開始の予定となっております。

御説明は以上となります。

○平塚けいじ委員長　ただいまの説明に対し御質疑がありましたら、どうぞ。

○桃野芳文委員　確認ですけれども、指定管理者候補者の決定という場合と、今回は優先交渉権者の決定という形になりますけれども、それぞれどういう違いがあるのか教えていただけますか。

○鍋坂スポーツ推進部副参事　まずは、今回の御報告につきましては優先交渉権者決定の御報告となっておりまして、この後、優先交渉権者の事業者さんとは協議いたしまして、まず基本協定を結びます。基本協定を結びましたら、そこで指定管理者の候補者となりますので、そこから指定管理者候補者決定に向けた手続を開始するというような流れになっております。

○桃野芳文委員　ある意味、一段低いと言ったらおかしいですけれども、ステップが一段入っているわけじゃないですか。ほかにも、例えば学校の管理者の包括協定とかもたしか同じような優先交渉権者を選んでという形のステップをやっていたと思うんですけれども、一方、指定管理者候補者を選んでというところから始まることもありますよね。だから、その違いは何ですかということなんです。

○鍋坂スポーツ推進部副参事　今回はＤＢＯ事業となっておりまして、デザインとビルドとオペレーションということで、設計から工事監理まで含めた事業者の選定になっておりますので、まずは全体事業を行う事業者さんの選定を今回したという形になっていまして、その上で基本協定を結んで、そこからが指定管理の候補者の手続という形になっておりますので、つながってはいるんですけれども、段階としては二段階という形で考えています。

○桃野芳文委員　この仕組みのメリット、デメリットみたいなところが知りたいんですけれども、例えばこの方法でやっておいたほうが世田谷区としてはフットワークが軽いというか、選択肢が広がるから、この段階ではこうなんだよとか、どういうメリットでこのやり方をやっているのかということを確認したいんです。

○鍋坂スポーツ推進部副参事　まず、今回、施設計画を行う上では、管理運営も含めて計画の中に盛り込んで施設整備を進めてまいりますので、その上で、運営会社も含めてグループ会社の中に入っておりますので、将来的な運営も含めた施設整備が可能というとこ

ろで今回、ＤＢＯ事業としてはメリットがあると考えております。

○**桃野芳文委員**　また別の場所でやります。ありがとうございます。

終わります。

―――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　それでは次に㈣その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　特になければ、以上で２報告事項の聴取を終わります。

―――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、３資料配付ですが、お手元の資料のとおりですので、後ほど御覧ください。

―――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、４請願の継続審査についてお諮りいたします。

令五・一五号「消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情」外二件を請願の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　次に、５閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1;　区民生活について

2;　市民活動及び男女共同参画について

3;　産業振興について

とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　御異議なしと認め、そのように決定いたします。

―――――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　６協議事項に入ります。

まず㈡次回委員会の開催についてですが、次回委員会は年間予定である十一月十日火曜日午前十時から開催したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　それでは、次回委員会は十一月十日火曜日午前十時から開催することに決定いたします。

以上で６協議事項を終わります。

―――――――――――――――――――

○**平塚けいじ委員長**　その他、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**平塚けいじ委員長**　特にないようですので、以上で本日の区民生活常任委員会を散会いたします。

午前十時四十五分散会

―――――――――――――――――――